

取引ルールを定めた理由

宇都宮花き地方卸売市場
開設者 株式会社宇都宮花き

取引ルール	定めた理由
卸売業者の許可制(第2条) ↓ 株式会社宇都宮花きを指定。	宇都宮花き地方卸売市場は民設民営市場のため株式会社宇都宮花きが開設者であり尚且つ卸売業者と決めました。(現行と同じ)
仲卸業者の許可制(第4条、第5条)	現行と同じ。
買受人の承認制(第7条、第9条～第13条)	現行と同じ。
卸売の相手方の制限(第29条)	買受人の承認制を導入する上で卸売業者の販売先に対して制限を設けました。ただし災害発生時などに買受人への不当な制限にならない範囲においてせり売り以外の方法で仲卸業者や買受人以外への販売を可能と致しました。
受託契約約款(第30条)	業務規程第30条に作成が義務付けられているとともに出荷者の不利益とならないよう配慮しつつ市場秩序の維持と個別売買契約との整合性を保てる内容としました。
直荷引きの原則禁止(第32条第1項)	市場内取引の秩序を維持する目的で設定しましたが事前に開設者に届けることにより仲卸業者が産地から直接買い付けたり他市場から仕入れることを可能としています。その場合仕入れ内容の報告を義務付けています。

令和2年5月1日

補足

卸売業者の許可制(第2条)

当初は卸売業者の許可制を検討致しましたが法人指定に変更致しました。

宇都宮花き地方卸売市場は民設民営市場であり開設者が株式会社宇都宮花きであり卸売業者を兼ねることで円滑で効率的な市場運営が期待できるとの予測から法人指定と致しました。

仲卸業者の許可制(第4条、第5条)

開設者兼卸売業者が運営する卸売市場では卸売業者と仲卸業者との連携は必須の案件です。仲卸業者を許可制にすることで円滑で効率的な市場運営が期待できるとの予測から許可制と致しました。

買受人の承認制(第7条、第9条～第13条)

現行業務規程においても買受人の承認制を採っており、市場秩序の維持と確実な代金決済を遂行する上で買受人の承認制を継承採用致しました。

卸売の相手方の制限(第29条)

現行業務規程においても卸売業者に対して販売先の制限は設けられております。仲卸業者への制限との整合性と公平性に加え市場秩序の維持と効率性を加味した上で卸売の相手方に制限を設けました。ただし、現行規定と同じく災害時などやむを得ない状況のもとでは制限を越えた販売を可能としております。

受託契約約款(第30条)

現行業務規程においても受託契約約款の設定は必須となっております。受託販売制度の中で出荷者の保護と市場秩序の維持を目的として現行法令に準拠した約款と致しました。

直荷引きの原則禁止(第32条第1項)

現行業務規程においても仲卸業者における産地からの直接買い付けた物品や他市場から仕入れた物品を当該市場内で販売することは原則禁止しております。改正業務規程では産地の6次化や他市場との事業者連携も視野に入れ柔軟な規定運用を推進いたします。

令和2年5月1日
宇都宮花き地方卸売市場
株式会社宇都宮花き